

第1編 計画の基本的事項

第1章 計画策定の趣旨と考え方

群馬県ではこれまでに、平成8(1996)年に制定した「群馬県環境基本条例」に基づき、「群馬県環境基本計画－環境文明の開化に向けて－」、「群馬県環境基本計画2006-2015」の2次の10か年計画を策定するとともに、計画策定から5年が経過した中間年で計画を見直しながら、本県の良好な環境の保全と創造に向けた取組を進めてきました。

今回、平成18(2006)年3月に策定した「群馬県環境基本計画2006-2015」(平成23(2011)年3月に中間見直し)の計画期間が終期を迎えることとなりました。

また、この間に東日本大震災の発生やこれに伴う再生可能エネルギーへの関心の高まり、人口減少社会の到来など社会経済情勢が大きく変化している中で、これらに対応した新たな環境行政の展開が必要になってきています。

このため、このような社会経済情勢の変化等に対応しつつ、これまでの環境行政の取組の成果や県民意識の変化などを踏まえながら、次の考え方方に沿って新たな基本計画を策定するものです。

- 1 長期的視点に立ち、ぐんまの環境のあるべき姿や目標を示す。
- 2 あるべき姿や目標の達成に向け、計画期間内に取り組む施策を明らかにする。
- 3 人口減少社会が到来する中で、環境の視点から「地方創生」に向けた取組を示す。

第2章 計画の性格と役割

本計画は、群馬県環境基本条例第10条の規定に基づいて策定するもので、次のような性格と役割があります。

- 1 群馬県の良好な環境の保全と創造に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図る。
- 2 「第15次群馬県総合計画」を環境面から推進する。
- 3 群馬県の良好な環境の保全と創造に関する各計画や施策の上位計画であり、良好な環境の保全と創造に関する各計画や施策は、本計画に基づいて策定・実施する。
- 4 その他の環境に影響を及ぼすと認められる施策は、本計画との整合を図る。

第3章 計画の期間と構成

本計画は、21世紀前半の中頃(概ね2030年)を展望し、群馬県の環境の将来像や、それを達成するための基本指針を明らかにする「基本構想」と、平成28(2016)～31(2019)年度の4か年を計画期間とし、基本構想を実現するための施策等を明らかにする「基本計画」で構成されています。